

福井県嶺南地域公共交通計画策定支援業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、敦賀以西への北陸新幹線開業効果の波及、最大化に向け、交通ネットワークの充実や地域公共交通の利便性向上を図ることを目的とした福井県嶺南地域公共交通計画策定支援業務を行う者を、公募型プロポーザル方式により選定するための事務について必要な事項を定めたものである。

2 企画提案について

福井県嶺南地域公共交通計画の策定にあたって必要な調査内容や結果の分析、目指す姿の実現に向けた施策の検討など、後述する委託業務の内容を踏まえ、効果的な業務の実施方法について提案すること。

3 委託業務の内容について

委託業務は以下の内容および別添仕様書のとおりとする。

- (1) 嶺南地域の公共交通施策・事業内容および取り巻く状況の調査・分析
- (2) 地域公共交通の利用実態調査
- (3) 嶺南地域における地域公共交通の課題の抽出・整理
- (4) 嶺南地域公共交通計画案の策定支援
- (5) 協議会開催支援
- (6) 計画策定業務の進め方

4 企画提案書の構成について

(1) 基本方針

業務にあたっての基本方針を示すこと。

(2) 提案内容

上記3の委託業務の内容および別添仕様書を踏まえた上で、仕様書の内容を実現するための具体的な提案内容を記載すること。

ただし、以下の事項については必ず提案に含めること。

- ・地域公共交通の利用実態を把握するために行う調査の内容やその手法
- ・バス運行区間、経路の再検討に必要な調査
- ・最適な交通モードへの転換や組合せの検討に必要な調査、分析方法
- ・嶺南地域の交通空白地の現状把握および交通空白地における自家用有償旅客運送の状況
- ・県内および他都道府県の地方鉄道や地方路線バスにおける公共交通へのキャッシュレス決済の導入状況、交通系 I C カード等、キャッシュレス決済導入の検討に必要な調査
- ・MaaSをはじめとする新モビリティの先行事例調査
- ・駅からの二次交通の利便性向上策

・公共交通での移動を楽しめる仕掛けづくりの県内の導入状況および先行事例調査

(3) 経費

今回の業務に関する費用の概算額およびその内訳

- ・委託予定額 8,430 千円（消費税および地方消費税を含む）を上限として、各項目の単価や数量が判断できる内訳を記載すること
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること

5 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）までとする。

6 応募資格要件

- (1) 地域公共交通計画策定業務に類する業務の受託実績を有すること。（基礎調査のみの実績は除く）
- (2) 企画提案参加申込書の提出時点において、福井県競争入札参加資格者名簿に登載されていること。（受審資格認定申請書の提出期限の末日までに競争入札参加資格の認定を受ける見込みのある者を含む。）
- (3) 企画提案参加申込書の提出時点において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (4) 企画提案参加申込書の提出時点において、県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 企画提案参加申込書の提出時点において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの開始申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者ではないこと。
- (6) 福井県のすべての県税に滞納がないこと。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

7 参加資格の確認結果の通知

企画提案参加申込書の提出があった者に対する参加資格の確認の結果は、メールにより通知する。

8 委託先候補者の選定

(1) 企画提案書の提出

参加資格の確認を受けた提案者（以下「提案者」という。）に限り、提案書を提出することができる。

(2) 選定審査の実施

提出された企画提案書は「福井県嶺南地域公共交通計画策定支援業務」選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案者によるプレゼンテーション（ヒアリングを含む。）を行い、審査を実施する。プレゼンテーションは、令和6年6月3日（月）に実施する。詳細な時間、場所等は別途通知する。

(3) 審査方法

提案書の中から、委員会の審査において、当該業務の実施方針、方法の妥当性、提案書の内容の的確性、独創性、実現性等を総合的に評価し、最も優れた提案書を特定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、文書により通知する。なお、結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 質疑事項

ア 質疑がある場合は、令和6年5月20日（月）午後5時までに、メールで照会すること。質疑の内容および回答は、令和6年5月23日（木）までに、全参加者にメールにより送付する（質問者名は公表しない）。

イ 前項の回答内容は、本要項の補足および変更として取扱うものとする。

9 提出書類

(1) 企画提案への参加申込時に提出するもの

①企画提案参加申込書（別紙様式1） 1部

【添付資料】

・ 県税の全税目に滞納がない旨の納税証明書

②会社概要書ならびに技術職員および資格状況（別紙様式2） 1部

【添付資料】

・ 会社案内等のパンフレット

・ 競争入札参加資格決定通知書（写）

③会社の類似業務実績の内容（別紙様式3）

※他の地域での地域公共交通計画支援業務やこれに類する業務について、受託者として業務を完了した実績を記載すること

- (2) 委員会の審査時に提出するもの 各10部
- ①提案書（A4サイズ、縦長、横書き、左綴じとし、以下の内容を盛り込むこと。）
 - ・仕様書「4 業務対象」にある地域公共交通の利用実態調査の効率的かつ的確な実施方法が分かる内容
 - ・その他独自の企画提案を判断できる内容
 - ②業務フロー図、実施スケジュール
 - ③実施運営体制（運営体制図と配置技術者、役割等を記載してください）
 - ④見積書
 - ・各項目の単価、数量が判断できる内訳を記載すること
 - ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること

10 提出方法等

(1) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県嶺南地域公共交通活性化協議会

（事務局： 福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課 総合交通グループ）

電話： 0776-20-0774

メール： kotsuka@pref.fukui.lg.jp

(2) 提出方法

持参または郵送により提出することとし、郵送の場合は、簡易書留郵便またはそれと同等の手段に限る。

(3) 提出期限等

①企画提案参加申込書

令和6年4月26日（金）から令和6年5月20日（月）までの午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、令和6年5月20日（月）午後5時までに必着とすること。なお、提出後の追加および変更は認めない。

②提案書の提出

企画提案にかかる資料については、令和6年5月28日（火）午後5時までに必着とすること。なお、提出後の追加および変更は認めない。

11 仕様書等の交付・閲覧

(1) 交付・閲覧期間

令和6年4月26日（金）から令和6年5月20日（月）までのうち、午前9時から午後5時までの間とする。

(2) 交付・閲覧場所

10(1)の提出場所と同じとする。

12 選定結果の無効

選定された提案者が、契約締結までの間に6の各号の一に該当しないこととなった場合には、協議会は、業務の委託契約を締結しないことができる。その場合において、協議会は一切の損害賠償の責めを負わない。

13 その他

- (1) この企画提案に係る参加報酬は支払わない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類を公表する場合がある。
- (4) 選定された企画提案書の提案内容は、実際の設計にそのまま採用されるものではない。
- (5) 本業務については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の交付を受けて実施するものであり、当該補助金の交付決定がなされない場合は、本業務の事業は執行しないものとする。
- (6) 企画提案書の作成のために提供した資料および提出された企画提案書は、協議会の同意なく公表、使用しないものとする。
- (7) 本業務による成果品に対する権利は、全て協議会に帰属するものとし、協議会の承諾を得ないで使用したり他人に公表したりしてはならない。
- (8) その他不明な点は、10(1)に照会すること。
- (9) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。